

世田谷区介護事業者スポットワーク支援助成事業 Q & A

No.	項目	質問	回答
1	● 制度概要	申請を行う法人として、株式会社や有限会社は助成対象か。	助成対象です。法人の種類は問いません。
2	● 制度概要	法人本部は世田谷区外だが、世田谷区内に事業所がある場合も申請は可能か。	可能です。法人本部の所在地は問いません。
3	● 制度概要	申請書類の提出方法を教えてください。	申請期限内までに郵送または持参によりご提出ください。 提出先：高齢福祉課管理係 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 分庁舎3階
4	● 制度概要	本助成金の交付対象となるサービス種別を教えてください。	区ホームページ掲載の助成金の交付対象者（別表）をご覧ください。 https://www.city.setagaya.lg.jp/02082/32028.html
5	● 制度概要	区内で複数の介護サービスを運営している。それぞれの助成額を合算して申請することは可能か。	別表に掲げる施設及びサービスに係る事業所であれば合算することは可能です。 ただし、1法人につき1回までの申請とし、1法人当たり300,000円を上限とします。
6	● 制度概要	令和8年7月1日付交付決定通知を受領したが、6月15日（交付決定通知日以前）に利用したスポットワーク仲介サービスの支払い手数料は補助対象となるか。	交付決定通知日以前であっても、令和8年6月1日から令和9年2月28日までの期間において、スポットワーク仲介サービスを利用し、雇用が成立したことへの対価として支払った手数料は対象となります。
7	● 制度概要	令和9年2月28日にスポットワーク仲介サービスを利用し、雇用が成立したことへの対価として、3月に支払った手数料は補助対象経費としてよいか。	利用期間が令和8年6月1日から令和9年2月28日までのスポットワーク仲介サービスを利用に対する手数料であれば補助対象経費となります。 なお、原則全ての書類を提出期限（令和9年3月12日）までにご提出いただく必要があります。期限内に提出ができない場合は必ず事前にご相談ください（書類の提出日によっては助成金をお支払いできない場合があります）。
8	● 制度概要	補助対象外となる経費はありますか。	交通費、消費税、地方消費税、振込手数料は対象外です。
9	● 制度概要	スポットワークカーへ支払う給与は補助対象経費になりますか。	対象外です。補助対象はスポットワーク仲介サービス事業者へ支払う利用手数料のみです。
10	● 制度概要	複数のスポットワークサービス事業者を利用した場合も対象になりますか。	対象スポットワーク仲介サービス事業者であれば、複数サービスを利用した場合も対象となります。
11	● 制度概要	対象となるスポットワーク仲介サービス事業者を教えてください。	現時点では次の仲介サービス事業者が対象です。 株式会社タイム 株式会社ベネッセキャリアオス シェアフル株式会社 カイツ株式会社 ディップ株式会社 最新情報は区ホームページをご確認ください。 https://www.city.setagaya.lg.jp/02082/32028.html
12	● 交付申請	交付申請書が複数あるが、どれを使用すればよいか。	社会福祉法人：補助金交付・貸付金貸付申請書（第1号様式） その他法人：世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金交付申請書（第1号様式） を使用してください。使用する申請書に誤りのないようご注意ください。なお、実績報告書も同様にそれぞれ指定様式があります。
13	● 交付申請	申請は法人名と事業所名のどちらで作成すればよいか。	法人名で作成ください。
14	● 交付申請	同一法人で区内に複数の事業所を営んでいる。事業所ごとに申請書を作成するのにか。	法人単位で作成してください。なお、助成金の交付申請は1回が限度のため、申請する事業所に漏れがないようご注意ください。
15	● 交付申請	提出書類の「法人名、所在地、代表者氏名」の欄はどのように書けばよいか。	代表者氏名には役職や肩書と氏名を記入してください。事業所の代表者としてではなく、法人の代表者としてご記入ください。また、交付申請から実績報告、請求まで、記入内容は一致させてください。
16	● 交付申請	介護業務及び介護周辺業務の両方のスポットワーク仲介サービスを利用した場合は、交付申請書の「2 補助対象事業の利用計画 業務内容」欄はどのように記載すればよいか。	介護業務・介護周辺業務どちらにも○をしてください。
17	● 交付申請	交付申請書の介護周辺業務とは具体的に何を指すのか	介護周辺業務とは、掃除、配膳、見守り等の利用者の身体に接触しない業務となります。
18	● 交付申請	交付申請書の「3 職又は他の地方公共団体等からの補助の有無」が有の場合は、申請額をどのように記載すればよいか。	「有」の場合は、原則補助対象外となります。 （補足）東京都いチャレプラス等、スポットワーク仲介サービスの利用手数料の助成を重複して申請はできません。
19	● 交付申請	（社会福祉法人のみ）交付申請書に記載の「理由書」とはどのようなものか。	様式は特に問いません。A4の用紙に「理由書」のタイトルを付け、法人（事業所）における現在の介護人材の状況やスポットワーク利用の必要性等をご記入ください。
20	● 交付申請	交付申請書の添付書類で「主な事業を確認できる書類」は何を提出すればよいか。	定款やパンフレット、HPを印刷したもの等をご提出ください。
21	● 交付申請	交付申請時には申請額が不明確であるが、どうすればよいか。	交付申請の段階で予定しているスポットワーク仲介サービスの手数料合計金額を記載してください（上限を超える場合は300,000円）。なお、年間の利用スケジュールが確定していない等の場合は、補助上限300,000円でご申請いただくことも可能です。
22	● 交付申請	交付申請書の添付書類である財産目録や収支計算書、貸借対照表はいつ時点のものを提出すればよいか。	申請時の直近のもの（法人全体の年間のもの）をご提出ください。財産目録を作成していない場合には、提出は不要です。
23	● 交付申請	交付申請書の添付書類である財産目録や収支計算書、貸借対照表はすべて提出が必要か。	すべて提出が必要です。ただし、上記のとおり、財産目録を作成していない場合には、提出不要です。なお、収支計算書は、損益計算書に代えられます。
24	● 交付申請	交付決定通知書はいつ届くのか。	交付申請書を受領した後、審査を行い、内容に問題がなければ、順次交付可否決定通知書を交付申請者宛に郵送にて送付します。審査期間は1か月を目安にしていますが、申請タイミング等により前後する可能性がありますので、ご承知おきください。
25	● 実績報告	世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金対象経費明細書（第8号の2様式）の「支払日」欄等の内訳の行数が足りないが、どうすればよいか。	必要に応じて行を追加していただいで構いません。
26	● 実績報告	世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金対象経費明細書（第8号の2様式）の「雇用が成立した日」には具体的にはいつの日付を記載すればよいか。	スポットワーク仲介サービスの求人にて応募を受け付けた日を記載してください。
27	● 実績報告	実績報告書（第8号様式）の「添付書類」欄で定められている書類では世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金対象経費明細書（第8号の2様式）における「雇用が成立した日」を証明することができないが、どうすればよいか。	実績報告書（第8号様式）の「添付書類」欄で定める書類を提出していただければ問題ありません。ただし、申請内容に疑義が生じた場合等に、雇用が成立した日（求人に応募があった日）がわかるものを確認させていただく場合があります。スポットワーク仲介サービスの応募通知メール等は保存していただきますようお願いいたします。
28	● 実績報告	実績報告書の添付書類のうち「スポットワーク仲介サービス事業者への支払い完了を証する書類の写し」について、支払いがスポットワーク利用の翌年度となる場合、提出期限までに添付することができない。どうすればよいか。	原則、全ての書類を提出期限（令和9年3月12日）までにご提出いただく必要があります。期限内に提出ができない場合は必ず事前にご相談ください（書類の提出日によっては助成金をお支払いできない場合があります）。